



技能実習適正化支援センター（TITSC）代表の渡邊です。

2月号は、外国人技能実習機構（OTIT）の現地検査についてまとめています。原則として、監理団体に1年に1度、実習実施者に3年に1度の頻度で実施し、技能実習が適正に運用されていることを確認するOTITによる現地検査は、どのように理解をして、どのような考え方で対応すれば良いのでしょうか。OTIT 現地検査について、監理団体・実習実施者の参考となる情報を紹介します。また、コラムでは、実習生の日本語能力について書いています。

1. OTIT 実施検査のひみつ—現地検査の限界

「OTIT 対応」という言葉を聞いたことがありますか。OTIT の現地検査のために準備をすることを業界では、「OTIT 対応」と呼びます。技能実習制度を運用する監理団体・実習実施者は、OTIT がいつ来ても問題ないように書類などを整理していないといけなため、「OTIT 対応」と聞いて OTIT は眉をひそめます。

しかし、現実として、「OTIT 対応」はマニュアル化され、当日の現地検査が問題なく進むよう準備されます。「OTIT 対応」は、事前に予定を調整するから可能となります。いつどこに行くからと言われれば、それに合わせて準備ができます。用意周到に「OTIT 対応」された訪問先では、大きな問題は出てきません。こういった問題点から、OTIT には実施検査のため突然訪問することが認められています。そして、断られても立ち入ることができる強力な「立入検査」も認められています。

実際には、現地検査は事前に予定調整されることが常です。なぜなら、OTIT からしてみると、連絡せずに行ってみても、実習実施者が休業の場合もあるし、担当者が不在で書類などが特定できないことがあるからです。OTIT 職員1人で立ち入ってみたところで訪問先の協力なくして、でき得ることに限りがあるという問題です。OTIT が突然来るかもしれないことから、監理団体・実習実施者には常日頃から正しい状態に整えておくことが求められます。しかし、上記のような現地検査の限界を知っていると、いたずらに不安になる必要はなくなります。

2. OTIT 実施検査のひみつ—OTIT 職員

OTIT の現地検査は、通常1人の職員が訪問して実施されます。現地検査の項目は、大きく分けて3つあります。1つ目は、賃金、有休などの「労働法」、2つ目は、在留状況、検定合格などの「入管法」、3つ目は、職種適合性、使用機械などの「職種・作業」です。OTIT は、主務官庁の厚労省と法務省からの出向職員で構成されているため、多くの場合、検査担当者は労働法に詳しいか、入管法に詳しいかのいずれかです。したがって、1人の職員が3つの検査項目の全てを完全に確認することは通常できません。しかし、賃金不払いなど労働法の違反は最も実習生の不満、行方不明を誘発させる原因となるため厳しく確認する必要があることから、厚労省の職員が担当する場合があります。訪問する職員の背景が分かると、それに合わせた「OTIT 対応」が可能です。「職種・作業」についても実習生への影響は

小さくなく確認を要しますが、厚労省、法務省の職員に溶接の技能、塗装の塗料など詳しく分かるはずもく、見過ごされることが現実です。「職種・作業」については、職業能力開発協会（JAVADA）が詳しく、OTIT は技術・技能の詳細について問い合わせることになります。

OTIT 職員は、実習実施者の改善事項を見つけるつもりで訪問します。したがって、何か問題点が見つかったも大目に見てくれるほど甘くありません。改善命令に適切に対応をすれば良いと考える監理団体・実習実施者もありますが、改善命令がないことが一番良いです。改善命令を出すか出さないかのさじ加減、境界線を知ることが大切です。

3. コラム：実習生の日本語能力

技能実習生の日本語能力は技能実習の成果に直結します。技能実習生の日本語のレベルが、実習実施者の経営に時として重要になります。人とコミュニケーションを取る際には言語を使いますが、会話が成り立たないと技能実習はままならず、実習生の人となりの理解もできず、知らない内に問題が起きたり、関係に溝ができてしまうものです。日本語能力が向上すると、技能実習生本人の生活の質も向上し、意欲を持って技能実習を継続できるようになります。

言語習得は決して簡単ではありません。しかし、日本語能力の向上は、実習生の未来を明るくすることから、多くの監理団体・実習実施者は、技能実習生の日本語習得に積極的です。一般的に、日本語能力試験の N3 程度の能力があれば、問題なく技能実習ができます。N2 以上ならスムーズに会話ができます。N4 以下だと少し辛抱強くいる必要があるかもしれません。

~~~~~  
弊センターは、技能実習制度や入管手続きに詳しい行政書士、社労士による外国人技能実習制度を取扱う専門機関です。行政書士の全国ネットワークを活用した体制を整え、監理団体などの申請手続きを支援します。外国語にも対応できます。

弊センターでは監理団体及び実習実施者に向けさまざまなサービスを提供しております。

手数料一覧は、弊社ホームページをご覧ください。

- 機構計画認定申請と入管申請
- 建設キャリアアップシステム代理申請
- 外部監査
- その他（法的保護講習、各種労務関係手続き支援、相談、特定技能への移行）

~~~~~  
技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290 携帯 : 090-4710-3790

E-mail : info@titsc.org URL : <http://www.titsc.org/>